

令和7年度 職員の給与の男女の差異の情報公表（令和6年度実績）

特定事業主名：十島村

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	92.7%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	70.9%
全職員	65.1%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
課長・課長相当職	0.0%
室長・主幹職	92.6%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	90.4%
31～35年	91.5%
26～30年	96.6%
21～25年	—%
16～20年	93.0%
11～15年	98.0%
6～10年	100.3%
1～5年	107.3%

【説明欄】

任期の定めのない常勤職員の役職段階別表のうち、「課長・課長相当職」には女性職員がいません。

勤続年数別のうち、「21～25年」には女性職員がいません。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。